

日本ユネスコ国内委員会の活動に関する報告(文化活動)
(平成30年3月～平成31年2月)

世界遺産関連の動きについて

1. 平成30年6月30日に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が、我が国では22件目の世界遺産として登録されました。
2. 「百舌鳥・古市古墳群」が2019年に開催される第43回世界遺産委員会にて審議予定です。
3. 平成31年2月1日に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の推薦書をユネスコへ提出いたしました。2020年に開催される第44回世界遺産委員会にて審議予定です。
4. 平成31年1月23日の文化審議会世界文化遺産部会において、平成31年度における世界文化遺産推薦候補の選定については、今年度の文化審議会の答申内容をそのまま引き継ぐことを基本とし、来年度、「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」について、文化審議会世界文化遺産部会において進捗状況等について確認を行い、最終的に平成31年度の推薦候補に決定することが決まりました。

無形文化遺産関連の動きについて

1. 平成30年11月29日に「来訪神：仮面・仮装の神々」が平成21年に登録されていた「甌島(こしきじま)のトシドン」の拡張登録として、無形文化遺産として登録されました。
2. 「伝統建築工匠の技：木造建築物を受け継ぐための伝統技術」を、ユネスコへ再提案することが文化審議会において決定されました。本提案については、2020年に開催される第15回無形文化遺産保護条約政府間委員会にて審議される予定です。
3. 平成30年6月に開催された、第7回無形文化遺産保護条約締約国会議において、我が国は委員国として再選されました。任期は4年です。

世界遺産について

1. 世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

(1) 条約の目的

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立すること。

(2) 経緯

昭和47（1972）年 第17回ユネスコ総会において採択
 昭和50（1975）年 条約発効
 平成4（1992）年 我が国において条約締結のための国会承認及び条約発効
 平成29（2017）年 1月31日現在で締結国数193カ国

2. 世界遺産一覧表への記載プロセス

- ① 各締約国は、世界遺産一覧表への記載推薦の候補を記載した「暫定一覧表」を提出する。
- ② 各締約国は、「暫定一覧表」の記載物件のうち、「世界遺産一覧表」に記載する準備が整ったものを世界遺産委員会へ推薦する。これに対し、世界遺産委員会が、「世界遺産一覧表」への記載の可否を決定する。

3. 我が国の世界遺産一覧表記載物件（文化遺産18件、自然遺産4件）

	記載物件名	所在地	暫定一覧表記載年	世界遺産一覧表推薦年	世界遺産一覧表記載年	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	4年	4年	5年12月	文化
2	姫路城	兵庫県	"	"	"	文化
3	屋久島	鹿児島県	"	"	"	自然
4	白神山地	青森県、秋田県	"	"	"	自然
5	古都京都の文化財 (京都市、宇治市、大津市)	京都府、滋賀県	"	5年	6年12月	文化
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	"	6年	7年12月	文化
7	原爆ドーム	広島県	7年	7年	8年12月	文化
8	厳島神社	広島県	4年	"	"	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	"	9年	10年12月	文化
10	日光の社寺	栃木県	"	10年	11年12月	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	"	11年	12年12月	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、奈良県、和歌山県	13年	15年1月	16年7月	文化
13	知床	北海道	16年	16年1月	17年7月	自然
14	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	13年	18年1月	19年7月	文化
15	小笠原諸島	東京都	19年	22年1月	23年6月	自然
16	平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-	岩手県	13年	18年12月 22年1月	23年6月	文化
17	富士山-信仰の対象と芸術の源泉	山梨県、静岡県	19年	24年1月	25年6月	文化
18	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	19年	25年1月	26年6月	文化
19	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、山口県、岩手県、静岡県	21年	26年1月	27年7月	文化
20	ル・コルビュジエの建築作品 - 近代建築運動への顕著な貢献	東京都(他 フランス、ドイツ、スイス、ベルギー、アルゼンチン、インド)	19年	27年1月	28年7月	文化
21	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	21年	28年1月	29年7月	文化
22	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県、熊本県	19年	29年2月	30年6月	文化

4. 我が国の暫定一覧表記載物件（文化遺産7件、自然遺産1件）

[平成4年]

①「古都鎌倉の寺院・神社ほか」(神奈川県)

②「彦根城」(滋賀県)

[平成19年]

③「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」(奈良県)

[平成21年]

④「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」(北海道・青森県・岩手県・秋田県)

[平成22年]

⑤「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」(新潟県)

⑥「百舌鳥・古市古墳群」(大阪府) → (平成30年推薦)

[平成24年]

⑦「平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群- (拡張)」(岩手県)

[平成28年]

⑧「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」(鹿児島県・沖縄県)【自然遺産】

ユネスコ無形文化遺産について

2019年2月現在

条約の概要

2003年 **無形文化遺産保護条約** 採択 [2004年 日本締結(世界で3番目), 2006年 発効]
※世界遺産条約【有形遺産】(1972年採択, 1975年発効)

【目的】 ■ 無形文化遺産の保護
 ■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等

【内容】 ■ 「**人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)の作成**」
 ■ 「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成
 ■ 無形文化遺産基金による国際援助 等

締約国数:178

我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等

現在 **21件**
世界全体では429件

重要無形文化財 文化審議会決定
 重要無形民俗文化財 選定保存技術

2008	のうがく 能楽	にんぎょうじょうりぶんらく 人形浄瑠璃文楽	かぶき 歌舞伎
2009	ががく 雅楽 おくのとのあえのこと 奥登のあえのこと 【石川】 ちやつきらこ チャッキラコ 【神奈川】	おぢやぢみ・えちごじょうふ 小千谷縮・越後上布 【新潟】 はやちねかぐら 早池峰神楽 【岩手】 だいにちどうぶがく 大日堂舞楽 【秋田】	あきうのたうえおどり 秋保の田植踊 【宮城】 だいもくたて 題目立 【奈良】 あいぬこしきぶよう アイヌ古式舞踊 【北海道】
2010	くみおどり 組踊	ゆうきつむぎ 結城紬 【茨城・栃木】	
2011	みぶのはなたうえ 壬生の花田植 【広島】	さだしんのう 佐陀神能 【島根】	ほんみのし ちちぶまつりのやたいぎょうじとかぐら たかやまつりのやたいぎょうじ おがのなまはげ 【情報照会】 本美濃紙, 秩父祭の屋台行事と神楽, 高山祭の屋台行事, 男鹿のナマハゲ
2012	なちのでんがく 那智の田楽 【和歌山】		
2013	わしやく 和食; 日本人の伝統的な食文化	にほんじんのでんとうてきなしょくぶんか	
2014	わし 和紙: 日本の手漉和紙技術 【石州半紙, 本美濃紙, 細川紙】	にほんのてすきわしじゆつ	せきしゆうばんし ほんみのし ほそかわし ※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に国指定重要無形文化財(保持団体認定)である本美濃紙【岐阜】, 細川紙【埼玉】を追加して拡張登録。
2016	やまほこやたいぎょうじ 山・鉾・屋台行事	※2009年に無形文化遺産に登録された京都祇園祭の山鉾行事【京都】, 日立風流物【茨城】に、国指定重要無形民俗文化財である秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】, 高山祭の屋台行事【岐阜】など31件を追加し、計33件の行事として拡張登録。	
2018	らいほうしん かめんかそうのかみがみ 来訪神: 仮面・仮装の神々	※2009年に無形文化遺産に登録された甬島のトシドン【鹿児島】に、重要無形民俗文化財である男鹿のナマハゲ【秋田】, 能登のアマメハギ【石川】, 宮古島のバーントウ【沖縄】, 遊佐の小正月行事(アマハゲ)【山形】, 米川の水かぶり【宮城】, 見島のカセドリ【佐賀】, 吉浜のスネカ【岩手】, 薩摩硫黄島のメンドン【鹿児島】, 悪石島のボゼ【鹿児島】を追加して拡張登録。	
提案中	でんとうけんちくこうしょうのわざ 伝統建築工匠の技: 木造建造物を受け継ぐための伝統技術	もくぞうけんぞうぶつをうけつぐためのでんとうぎじゆつ	※2009年に提案したものの未審査となっていた国の選定保存技術「建造物修理・木工」に「檜皮葺・柿葺」「建造物装飾」等を追加して計14件の選定保存技術を提案。【2018年3月末提案。2019年3月末に再提案予定】

登録までの流れ

- 締約国からユネスコに申請(毎年3月)
- ↓
- 【毎年, 各国1件の審査件数の制限】
* 2018・2019年は2年に1件の審査保障
 * 無形文化遺産の登録のない国の審査を優先
- ↓
- 評価機関による審査
- ↓
- 政府間委員会において決定(翌年11月頃)
- ① 記載(inscribe)
- ② 情報照会(refer) ⇒ 追加情報の要求
- ③ 不記載(not to inscribe)

登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

- 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。
- 1. 申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。
 (a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
 (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術
- 2. 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。
- 3. 申請案件を保護し促進することができる保護措置が図られていること。
- 4. 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人により可能な限り幅広い参加および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での同意を伴って提案されたものであること。
- 5. 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。